

2025 年 11 月 28 日

**H S B C アセットマネジメント、ますますグロタシリーズの第四弾  
H S B C グローバル・ターゲット利回り債券ファンド 2025-12（限定追加型）  
（愛称：ますますグロタ 2025-12）を設定  
2025 年 12 月 1 日からゆうちょ銀行で購入の申込み受付開始**

H S B C アセットマネジメント株式会社（以下、「当社」と言います。）は、ますますグロタシリーズの第四弾となる「H S B C グローバル・ターゲット利回り債券ファンド 2025-12（限定追加型）（愛称：ますますグロタ 2025-12）」（以下、「ますますグロタ 2025-12」と言います。）を 2025 年 12 月 1 日に設定します。購入のお申込みは、株式会社ゆうちょ銀行にて 2025 年 12 月 1 日から 2026 年 1 月 13 日まで受け付けます。

ますますグロタ 2025-12 は、世界の企業が発行する残存期間 5 年以内の投資適格債<sup>注1</sup>に投資し、1 つの投資サイクル<sup>注2</sup>において原則持ち切ります。また、長期固定の為替ヘッジ<sup>注3</sup>を行うことで為替変動による影響を回避します。ポートフォリオ構築時には、各投資サイクルの想定利回り<sup>注4</sup>をご提示します。経験豊富な H S B C アセットマネジメントの債券運用チームが運用を行い、業界最大級の調査チームの分析をもとに質の高い銘柄を厳選し、60 銘柄程度<sup>注5</sup>に分散することで、リスクの低減を図ります。

また、ますますグロタ 2025-12 は、NISA 成長投資枠の対象ファンドです。これまで同スキームの投資信託を 3 本設定し、株式会社ゆうちょ銀行にて販売いただきました。今回もご好評につき第四弾を設定する運びとなりました。

当社では、今後もお客様のご要望に応じた投資信託やサービスをご提供して参ります。

注1：投資を行う債券の格付については、S&Pグローバル・レーティング、ムーディーズ、フィッチが付与した格付の中から最高格付を採用します。格付は、格付機関により異なるため、委託会社が投資適格と判断して投資した債券についても、格付機関によっては投資適格未満となる場合があります。

注2：原則として約5年を1つの投資サイクルとし、第1期から第4期まで繰り返します。詳しくは、2ページと3ページをご参照ください。

注3：為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

注4：想定利回りとは、各投資サイクルの事前に作成される債券モデルポートフォリオの利回り(外貨建て、年率)から、対円で想定為替ヘッジコスト、および信託報酬率等想定費用を除いた、費用控除後の想定利回りを言います。

注5：銘柄数は、ポートフォリオ構築時の市場環境等によって変動します。

市況動向やファンドの資金動向等によっては、上記のような運用ができないことがあります。

次頁に続く

## ますますグロタ 2025-12 のポイント

ポイント **1** 世界の企業が発行する投資適格債に投資します

ポイント **2** 残存期間5年以内の債券を1つの投資サイクル\*  
において原則持ち切ります

\*原則として約5年間で1つの投資サイクルとします。

ポイント **3** 為替の影響を回避します



### リスクを低減するための工夫

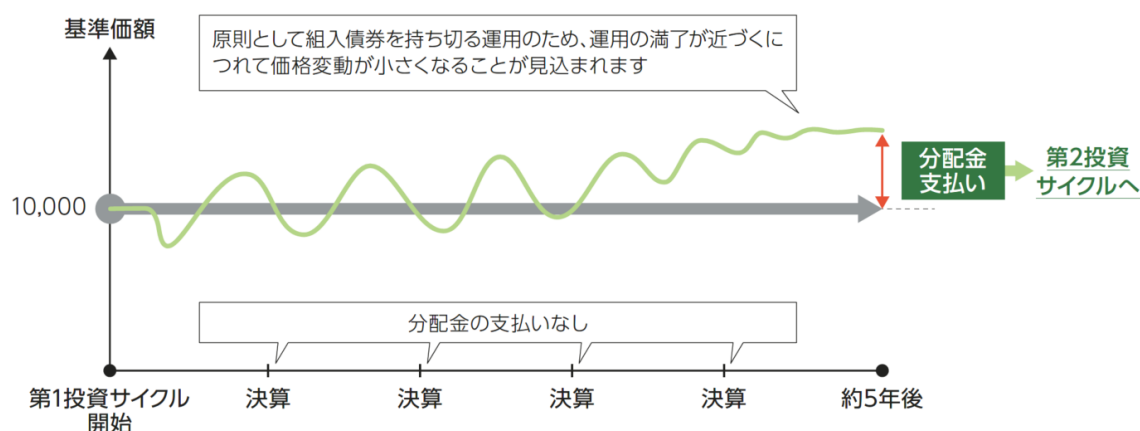
- 投資対象を投資適格債とします。
- ポートフォリオの組入銘柄数は60銘柄程度\*と、多くの銘柄に分散します。
- 業界最大級の調査チームの分析をもとに、経験豊富な運用の専門家が質の高い債券を厳選します。
- 運用期間中も保有債券の信用力の動向に注意を払い、必要であれば入れ替え\*を行います。

\*ポートフォリオ構築時の市場環境等によって変動します。

※債券を満期前に売却する際は時価での取引となるため、場合によっては債券の購入価格を下回ることがあります。その場合の損失や、新たに組み入れる銘柄の利回りによっては、ポートフォリオ構築時に見込まれる期待収益を下回る場合があります。

### 第1投資サイクルのイメージ

- 原則として約5年間で投資サイクルとし、運用満了時の基準価額の水準に応じて分配金を支払います。
- 運用期間中の年1回の決算時においては、分配金の支払いは行いません。



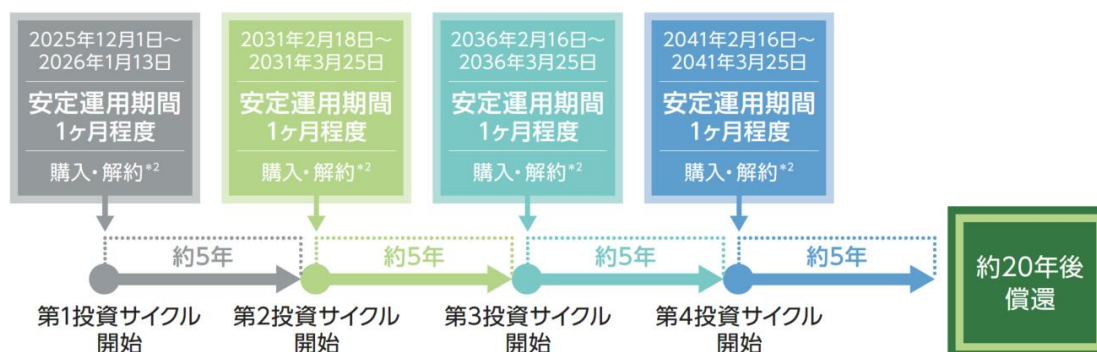
※上記はイメージであり、実際の運用成果を示唆するものではありません。

市況動向やファンドの資金動向等によっては、上記のような運用ができないことがあります。

次頁に続く

## 信託期間全体のイメージ

- 信託期間を約20年とします。
- 原則として約5年の投資サイクルを、第1期から第4期まで繰り返します。
- 各投資サイクルの初めに安定運用期間\*<sup>1</sup>を設けており、購入申込が可能です。
- 各安定運用期間は預金を含む短期金融資産等を投資対象とする安定運用を行います。
- 各安定運用期間および各安定運用期間最終日の翌営業日において信託報酬はかかりません。



\*<sup>1</sup> 次の投資サイクルのためにポートフォリオを構築するための期間です。

\*<sup>2</sup> 解約はいつでも可能です。各安定運用期間において受付けた換金申込についての信託財産留保額はかかりません。ただし、各安定運用期間以外の投資サイクル中に受付けた換金申込分については信託財産留保額(0.3%)がかかります。

・各安定運用期間において、信託金の限度額を超える場合等には、新規の購入申込を停止または行わない可能性があります。

・各投資サイクル開始時(ただし、第1投資サイクルについては、ポートフォリオ構築完了までの間)に、当該投資サイクルの期待収益率\*が0%を下回ることが見込まれると委託会社が判断する場合には、繰上償還します。また、ファンドの残存口数が30億口を下回った場合等には、繰上償還することがあります。

※期待収益率とは、各投資サイクルの事前に作成される債券モデルポートフォリオの利回り(外貨建て、年率)から、対円での想定為替ヘッジコスト、および信託報酬率等想定費用を除いた、費用控除後の想定利回りを言います。

・上記はイメージです。各安定運用期間等は市場環境等によって今後変更となる場合があります。

市況動向やファンドの資金動向等によっては、上記のような運用ができないことがあります。

次頁に続く

お申込みメモ [詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください]

|                     |                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購 入 単 位             | 販売会社が個別に定める単位とします。                                                                                                                                                                                                                                           |
| 購 入 価 額             | 当初申込期間：1口当たり1円<br>継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額                                                                                                                                                                                                                   |
| 購 入 代 金             | 購入代金は、販売会社が個別に定める期日までに、販売会社に支払うものとします。<br>*購入代金とは、購入金額(購入価額×購入口数)に購入時手数料(税込)を加えた金額です。                                                                                                                                                                        |
| 換 金 単 位             | 販売会社が個別に定める単位とします。                                                                                                                                                                                                                                           |
| 換 金 価 額             | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額<br>*各安定運用期間中の換金申込については、換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。                                                                                                                                                                              |
| 換 金 代 金             | 原則として換金申込受付日から起算して5営業日目以降に販売会社でお支払いします。                                                                                                                                                                                                                      |
| 購入の申込期間             | 当初申込期間：2025年11月28日<br>継続申込期間：2025年12月1日から2026年1月13日まで<br>有価証券届出書を提出することにより、購入申込を受付けることがあります。<br>*ゆうちょ銀行での購入のお申込みは2025年12月1日から受け付けます。<br>*2026年1月14日以降は各安定運用期間において購入申込を受け付けます(ただし、市況動向、純資産総額水準によっては、購入申込の受付を行わない場合があります。)                                     |
| 換 金 制 限             | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。                                                                                                                                                                                                                       |
| 申込受付不可日             | 日本国内の営業日であっても、ニューヨーク証券取引所の休場日、ニューヨークの銀行休業日のいずれかに該当する場合(ただし、安定運用期間中を除きます。)には、購入および換金の申込受付は行いません。                                                                                                                                                              |
| 購入・換金の申込受付の中止および取消し | 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は購入・換金の申込受付の中止および取消しを行う場合があります。                                                                                                                                                                          |
| 信 託 期 間             | 2025年12月1日(信託設定日)から2046年2月15日(償還日)まで                                                                                                                                                                                                                         |
| 繰 上 償 還             | 各投資サイクル開始時(ただし、第1投資サイクルについては、ポートフォリオ構築完了までの間)に、当該投資サイクルの期待収益率*が0%を下回ることが見込まれると委託会社が判断する場合には、信託を終了します。また、ファンドの残存口数が30億口を下回った場合等には、信託を終了させる場合があります。<br>※期待収益率とは、各投資サイクルの事前に作成される債券モデルポートフォリオの利回り(外貨建て、年率)から、対円での想定為替ヘッジコスト、および信託報酬率等想定費用を除いた、費用控除後の想定利回りを言います。 |
| 決 算 日               | 毎年2月15日(休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日は2027年2月15日                                                                                                                                                                                                                       |
| 収 益 分 配             | 年1回の決算時に収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合等は、分配を行わないことがあります。<br>分配金の受取方法により、分配金を受取る「一般コース」と分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。                                                                                                                                |
| 課 税 関 係             | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。<br>当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。<br>益金不算入制度、配当控除の適用はありません。                                                                  |
| そ の 他               | 基準価額(1万口当たり)は、翌日の日本経済新聞朝刊に「グロタ25-12」の略称で掲載されます。                                                                                                                                                                                                              |

次頁に続く

当ファンドの費用〔詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください〕

| 投資者が直接的に負担する費用      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                        |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入時手数料              | 購入金額に、 <u>2.20% (税抜2.00%)</u> を上限として、販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                        |
| 信託財産留保額             | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <u>0.30%</u> の率を乗じて得た額とします。<br>ただし、各安定運用期間において受付けた換金申込については徴収しません。                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                        |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                        |
| 運用管理費用<br>(信 託 報 酬) | <u>年0.693% (税抜年0.63%)</u><br>ただし、各安定運用期間および各安定運用期間最終日の翌営業日においては徴収しません。                                                                                                                                                                                                                                                                                  | ファンドの日々の純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。<br>ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期末または信託終了のとき、ファンドから支払われます。 |
| (委 託 会 社)           | 税抜年0.30%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | ファンドの運用等の対価(運用委託先への報酬が含まれます。)                                                                                          |
| (販 売 会 社)           | 税抜年0.30%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 分配金・換金代金の支払い、運用報告書等の送付、口座内でのファンドの管理等の対価                                                                                |
| (受 託 会 社)           | 税抜年0.03%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 運用財産の管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価                                                                                             |
| その他費用・<br>手 数 料     | ファンドの保有期間中、その都度ファンドから支払われます。<br>・有価証券売買委託手数料／保管銀行等に支払う外貨建資産の保管費用／信託財産に関する租税、信託事務処理に要する費用等<br>・振替制度にかかる費用／印刷業者等に支払う法定書類の作成、印刷、交付および届出にかかる費用／監査法人等に支払う監査報酬等(純資産総額に対し上限年0.20% (税込)として日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期末または信託終了のとき、ファンドから支払われます。ただし、各安定運用期間および各安定運用期間最終日の翌営業日においては徴収しません。)<br>・その他費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率等を記載することができません。 |                                                                                                                        |

※購入時手数料について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※ファンドの費用の総額については、投資者のファンドの保有期間に応じて異なるため、表記できません。

## ファンドの主なリスク

投資信託は**元本保証のない金融商品**です。また、投資信託は**預貯金とは異なることにご注意ください**。当ファンドは、主に値動きのある有価証券を投資対象としますので、組入有価証券の価格変動あるいは外国為替の相場変動次第では、当ファンドの基準価額が下落し、投資者の皆さまの投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの**運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します**。

|          |                                                                                                                                                                      |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 金利変動リスク  | 債券価格は、市場金利の変動等の影響を受けます。一般的に、金利が上昇すると債券価格は下落します。なお、その価格変動は、債券の種類、償還までの残存期間、発行条件等により異なります。                                                                             |
| 信用リスク    | 債券価格は、発行体の信用力の影響を受けます。債券等への投資を行う場合には、発行体のデフォルト(債務不履行)により投資資金が回収できなくなることや支払遅延等が発生する場合があります。                                                                           |
| 為替変動リスク  | 為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合には、これらの金利差相当分のヘッジコストが発生します。また、設定・解約に伴う資金動向、ヘッジタイミングおよび市況動向等により一時的にフルヘッジとならない場合があります、基準価額が下落する要因となります。 |
| 流動性リスク   | 急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。                                                                   |
| カントリーリスク | 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または資本取引等に関する規制や税制の変更、新たな規制が設けられた場合には、基準価額が影響を受けることや投資方針に沿った運用が困難になることがあります。                                                   |

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

※上記のリスクをご理解いただき、投資の判断はご自身でなさいますようお願い申し上げます。

次頁に続く

#### <関連するファンドに関わる事項>

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象としており、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により、基準価額が変動し損失が生じる可能性があります。従いまして、投資元本が保証されているものではありません。投資信託は、預金または保険契約ではなく、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入の投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。購入の申込みにあたりましては「投資信託説明書（交付目論見書）」および「契約締結前交付書面（目論見書補完書面等）」を販売会社からお受け取りの上、十分にその内容をご確認いただき、ご自身でご判断ください。

#### <当資料のお取扱いにおけるご注意事項>

当資料は、当社が情報提供を行う目的で作成したものであり、法令に基づく開示資料ではありません。当資料は信頼に足ると判断する情報に基づき作成していますが、その正確性を保証するものではありません。また、当社は、当資料に含まれている情報について更新する義務を一切負いません。

#### 注記：

##### HSBCホールディングス plc

HSBCグループの持株会社であるHSBCホールディングス plcは英国・ロンドンに本部を置いています。HSBCグループは、世界の57の国と地域でお客さまにサービスを提供し、3兆2,340億米ドル（2025年9月末現在）の総資産を持つ、世界有数の金融グループです。

##### HSBCアセットマネジメント

HSBCアセットマネジメント株式会社は、HSBCグループの資産運用部門として個人・事業法人・機関投資家に投資ソリューションを提供する、HSBCアセットマネジメントに属しています。HSBCアセットマネジメントは20の国と地域に拠点をもち、それぞれのマーケットを深く理解している国際的なネットワークを活かして、お客さまにグローバルな投資機会を提供しています。HSBCアセットマネジメント全体の運用資産は約8,520億米ドル（2025年9月末現在）です（HSBC Jintrust Fund Management Company Limitedを除く）。

##### HSBCアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第308号

加入協会：一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会／日本証券業協会